(素案)

第 2 次長崎県地球温暖化 (気候変動) 対策実行計画 別冊 (地域脱炭素化促進事業のための促進区域の設定に関する環境配慮基準)

令和〇年〇月

長崎県

1. 基準設定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)(以下、「法」という。)が令和 3 年 5 月 26 日に改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されました。

改正法第2条第6項において、再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という)の利用による脱炭素 化施設の整備と脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組と 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業として、「地域脱炭素化促進事業(以 下、「促進事業」という)」が新たに盛り込まれました。また、全ての市町村は、促進事業が円滑に推進 されるよう、地方公共団体実行計画(区域施策編)において、促進事業の対象となる区域(以下、「促 進区域」という)の設定をはじめとした促進事業の推進に関する事項を定めるよう努めることとされま した。

これに併せて、都道府県は、市町村の促進区域の設定にあたり、地方公共団体実行計画(区域施策編)(本県の場合、「第2次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画」(以下、「実行計画」という)に該当。)において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を設定することができることになりました。

促進事業の目的は、再エネ事業について、適正に環境に配慮しながら、地域に貢献し、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することにあります。長崎県としては、実行計画に掲げる再エネ導入目標達成に向け、市町がこの制度に基づき、円滑に促進区域を設定し、民間事業者等による促進事業が推進されるよう、本県の自然的社会的条件に応じた促進区域の設定に関する環境配慮基準(以下、「基準」という。)を設定することとしました。

2. 基準設定に当たっての方針及び考え方

(1) 基準設定に当たっての方針

長崎県は平坦地に乏しく急峻で、多くの離島、半島を有する特異な地形であることから、再エネ施設の適地が少ないという特徴を有しますが、本来適地とは言えないような地域が促進区域に設定されることによって、自然環境の破壊や土砂災害等を引き起こすことがあってはなりません。

従って、基準設定に当たり特に重要なことは、守るべきところはしっかりと守りつつ、再エネ施設を 設置しても問題のないところは導入が促進されるような、市町、地元住民及び再エネ関連事業者に対し てメッセージ性を持つ基準であることが必要です。

この基準設定に当たって、本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への、適正な配慮を適切に確保する観点から、次の5つの考え方を柱として基準を設定しました。

① 第1の考え方

土砂災害等の発生の蓋然性が高い区域は、地域脱炭素化促進施設の設置が人の生命、身体及び財産を 脅かすことがあってはならないため、促進区域から除外します。

② 第2の考え方

原生的自然やその景観、生物の多様性を保全する観点から特に重要と思われる区域は、促進区域から 除外します。

③ 第3の考え方

本県の歴史の中で育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産に影響を与えると思われる区域 や、食料の安定供給に不可欠である優良な農地の確保及び有効利用を進めるために必要であると認めら れる区域等は、促進区域から除外します。

④ 第4の考え方

促進区域から除外するとまではいえないものの、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適 正な配慮を適切に確保する必要があると判断される区域は、促進区域の設定に当たって配慮が必要な区 域とします。

⑤ 第5の考え方

環境への影響が小さいと考えられる場所等は、優先的に促進区域が設定されるように、推奨される区域として例示します(太陽光発電施設に限る)。

3. 対象とする再エネ種

- (1) 太陽光発電
- (2) 風力発電

4. 促進区域の設定に関する基準

(1) 促進区域に含めることができない区域(第1~第3の考え方に該当する区域)

太陽光発電:別表 1-1 に示すとおり 風力発電:別表 1-2 に示すとおり

(2) 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項(第4の考え方に該当する区域)

太陽光発電:別表 2-1 に示すとおり 風力発電:別表 2-2 に示すとおり

(3)優先的に促進区域として定めることが推奨される区域の例示(太陽光発電施設に限る)(第5 の考え方に該当する区域)

別表3に示すとおり

5. 事業実施にあたり共通で配慮が必要となる事項

- ・市町指定文化財については、その形態や特徴、重要性等が様々であることから、県が一律の基準を 定めることができないため、文化財ごとの保存及び活用を両立する観点から、市町において促進区 域の設定の可否について判断すること
- ・事業終了後は、発電施設及び付帯施設等をリユース、リサイクルを含めて、適正に処理すること

6. 基準の見直しについて

法施行規則第5条の6第5項の規定により、必要があると認めるときは、基準の見直しを適時行うこととします。